

第 11 回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 総会 議事録（案）

日 時 平成 24 年 4 月 27 日（金）15:50～17:00
場 所 明治記念館 蓬莱の間

資 料

前回総会議事録（案）
議案 連絡協議会会則改正の件
企画改善部会検討結果報告
I C B A からの報告事項
連絡協議会役員一覧、会員一覧

出 席 者 連絡協議会会員

1. 開会

事務局棟から、現在の会員団体総数 4 4 7 団体、定足数 2 2 4 団体に対して、出席団体数 1 2 3 団体、委任状提出が 1 6 9 団体、合計 2 9 2 団体となり本総会が有効に成立していることが報告された。

2. 事務局挨拶（I C B A 松野理事長）

建築行政共用データベースシステムは、本稼働後 3 年目に入った。その間、利用者からの直接のご意見やご指導のほか、企画改善部会での検討等も踏まえてシステムの改善を進めてきた。

建築士システムについては、すべての建築士法関係団体が利用中であり、昨年度も定期講習受講歴のチェックに対応した機能追加等、法令改正に合わせた改善を実施した。また、新たに登録機関の指定を受けた建築士会及び建築士事務所協会においても、指定時期に合わせて建築士システムを導入いただいている。厚くお礼申し上げます。

台帳システムについては、特定行政庁及び指定確認検査機関における V 7 ほと利用団体の約 7 割が移行し、今年度末までには V 7 ほと利用団体のほぼすべての移行が完了する予定である。

台帳システムと関連の深い通知・配信システムについては、昨年度も企画改善部会における試行運用など、一部特定行政庁及び指定確認検査機関の協力を得ながら普及策に努めているが、まだ充分普及したとは言い難い状況である。

一方、3 年目の今年度は、共用データベース普及促進のための利用料減額措置の最終年度である。減額措置で、不足する運営経費は I C B A が負担し、その間に十

分な普及促進を図り、4年目からは利用団体数に見合った利用料を再設定する予定であるが、通知・配信システムについては引き続き一層の普及促進が必要な状況である。

このような状況の中、私どもICBAとして、適切に機能改善を実施しつつ、利用料改訂のご理解を得て、かつ普及促進も講じていくという難題に取り組まなければならない重要な年度であると認識している。

この点について、国土交通省、都道府県及び特定行政庁のお力も賜りながら、財団を挙げて取り組んでまいりたい。

3. 国土交通省挨拶

共用DBの本格稼働から3年目に入り、その間、改正建築士法や建築確認手続きの運用改善についてもデータベースが活用されているところである。

台帳システムには既に1,000万件の建築物データが登録されていると聞いているが、今後はそれをどのように活用していくかが課題である。

一方、建築確認申請関連情報の電子化も進んでいくと考えられるが、この動きは確認検査機関が扱う物件から進んでいくと想定される。この電子情報は、建築行政事務においても電子情報のままで扱っていくことが事務の迅速化の観点から効果が高い。電子情報を共用DBと関連づける取り組みが企画改善部会で検討されていると聞いているが、関係者におかれては、電子化への対応準備も進めていただきたい。

建築士システムはすべての関係機関において導入済みであり、建築士、建築士事務所業務において概ねフル活用されていると認識している。また、登録事務以外に掲示板システムを活用し監督指導関係の情報共有も行われている。

改正建築士法に基づく定期講習の受講履歴については、建築確認申請書にある建築士について申請窓口でチェックするようにしたいと考えている。未受講で業務を行っている者があれば、建築主や監督権限のある建築士事務所に申請窓口からお知らせすることにより、建築士に定期講習をきちんと受けていただく。これを、来年1月を目処に実施したいと考えているが、共用DBの活用により、効率的に確認できると考えている。

共用DBの導入に関しては、特定行政庁で5割弱、指定機関では2割弱程度と聞いている。データベースシステムのデータは有効に利用されていないとシステム自体の評価も得られにくい。建築士定期講習の受講状況チェックも登録情報にオンラインでアクセスできることをもって効率的になると考える。このようなことから、未導入機関への導入促進は重要であり、データベースシステムの意義に関わる課題である。いろいろ難題もあるかと思うが、連絡協議会から提案をしていただき、出来ることは試行的に進めていただき、現実的な方策が見いだせればと思う。

4. 会長挨拶

共用 DB の稼働から 3 年目に入り、利用団体も 200 を超え、全国の建築行政におけるシステムの役割は益々大きくなっている状況である。

今年度の企画改善部会では、各サブシステムの機能改善、運用方法を整理してきたが、課題は多く残っているということであり、ICBA においては利用者の要望に適切に対応されるようお願いしたい。

建築士・事務所登録閲覧システムについても非常に有用なツールであると認識している。都道府県、特定行政庁はもとより指定確認検査機関、建築士法関係団体からも積極的にシステム改善に向けてのご意見を賜りたい。

5. 議 事

(1) 前回議事録の確認

説明は省略。気づきがあれば事務局までお知らせいただくこととする。

(2) 付議事項 連絡協議会会則改正の件

連絡協議会会則改正の趣旨について事務局 坂田より説明され、決議の結果原案どおり決定した。

(3) 報告事項

企画改善部会検討結果報告

企画改善部会検討結果 中間報告について、事務局 坂田より説明された。

ICBA からの報告

ICBA からの報告について、ICBA 鳥居、久保、左海より説明された。

【質疑・意見】

平成 22 年度から共用 DB を利用している。不具合については概ね良くなってきているがこの 2 年間我慢しながら使ってきた現状である。

今、最も職員が使っていくうえで問題になっているのはつながらないということである。先の事務局説明によれば、その原因は検査率算定や督促状であるとのことだが、これが本当であれば原因判明から一年近く経っている。対応が遅いのではないかと。事務職員の我慢も限界なので早急に対応していただきたい。(広島県様)

検査率については統計処理と同様、リアルタイム処理で優先処理している。大きな問題だと認識してから負荷の低減をやってきたがどうしても改善しなかった。そのため、負荷分散サーバーを別にして統計処理をさせる方法を検討して

いる。今夏を目処に対応予定。(事務局)

要望は随時させてもらっているが、優先度が上がらないといつまでたっても改修されない。現場としては必要なものを要望しているので早くやっていただきたい。
(奈良県)

今年度の改修も予算化し、その中で出来る限り取り組んでいく。(事務局)

指定確認検査機関の利用率が低いがパッケージソフトなどで連携することは良いことだと思う。ほとんどの検査機関が利用することが理想だと思うが、通知・報告配信システムについて民間機関の導入メリットがないのではないか。(品川区)

研究の途中であるが、申請そのものを電子申請で受け取れるようなこと、処分が終わった後に設計図書も含めて電子で長期保存できる仕組みを検討中。(事務局)

(4) 閉会

次回総会は来年4月を予定。

以上